

2011年5月18日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局上海市分局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第167号)

国家外貨管理局上海市分局、 中継貿易に係る外貨管理を明確化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局は2011年4月19日付で、『中継貿易における外貨管理に係る問題についての解釈』(以下、『解釈』という)を公布しました。『解釈』では、国家外貨管理局が今年3月に公布した『外貨業務管理のさらなる強化に関する問題についての通達』(匯発[2011]11号、以下、『11号通達』という)において厳格化が図られた中継貿易に係る規制に関し、上海市での具体的な取扱について詳細に規定したほか、保税區などの税関特殊監督管理区域内の企業が保税業務に従事する場合は、当該規制の対象外である旨、明確にしています。

『解釈』は上海市を対象とした規定です。上海市以外の地域では、手続などが上海市とは異なる可能性があります。
上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、もしくは関連当局までお問い合わせください。

国家外貨管理局は近年、ホットマネーと呼ばれる投機資金の流入を防ぐために、クロスボーダーの資金移動に対する管理を強化しており、『11号通達』では対外債務管理の厳格化を実施。金融機関の短期対外債務規模の圧縮を図ったほか、企業の貨物貿易における前受金や延払の受取(支払)可能額を決定する貿易金融登記管理システムの基礎比率を従来の30%から20%に引き下げ、貨物貿易に係る対外債務規制を強化しました。

さらに『11号通達』第2条では、中継貿易における受取外貨を「審査待ち口座」と呼ばれる口座に一旦入金した後に元転・振替手続を行うように要求。また、中継貿易における受取代金の元転または振替金額が、対応する取引における支払金額の20%を超える場合は外貨管理局での申請手続を義務付けるなど、中継貿易に係る受取外貨の元転手続の大幅な規制強化を図りました。

【 『11号通達』における中継貿易に対する規制 】

- ✓ 中継貿易に係る受取外貨は、企業が相応する中継貿易の対外支払を行った後に元転もしくは振替を行うこと。
- ✓ 銀行は貨物貿易に係る受取外貨は企業の審査待ち口座に入金すること。
- ✓ 企業が中継貿易に係る受取代金の元転もしくは経常項目口座への振替を行う場合、銀行に対して相応する貨物貿易の輸出契約書、輸入契約書、外貨受取および対外支払に係る書類を提出すること。
- ✓ 中継貿易に係る受取代金の元転もしくは振替金額が相応する支払金額の20%を超える場合、企業は上述の書類を持参して当地の外貨管理局で申請手続を行い、当地の外貨管理局の認可を受けた後、銀行は企業のために相応する元転もしくは振替手続を行うことが可能。

しかし『11号通達』では、当該規制対象に保税區などの税関特殊監督管理区域内の企業も含まれるか否かなどについては言及されておらず、規定内容に明確さが欠けていました。

こうした点につき、『解釈』では「保税監督管理区域内企業に『11号通達』は適用しない」とし、保税區などの税関特殊監督管理区域内の企業が保税業務に従事する場合は『11号通達』の規制対象外であることを明確化。さらに、『11号通達』の中継貿易に係る規制対象は「中継貿易の輸出契約に係る受取外貨」であるとし、人民幣建てクロスボーダー貿易は規制対象外であると規定しました。

この他、『解釈』では中継貿易に係る受取外貨を元転・振替する場合は、企業が対応する取引に係る対外支払を行った後に可能である旨、再度、明確化を図るなど、中継貿易に係るオペレーションについて具体的に規定しています。

『解釈』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および5ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局上海市分局

『中継貿易における外貨管理に係る問題についての解釈』

1. 新政策では、審査待ち口座から引き出す際に対外支払証憑の審査を要求しているが、顧客が当該中継貿易に係る受取外貨以外に、その他の対外支払に使用可能な自己保有資金を有していない場合、銀行は顧客の中継貿易に係る『送金取組申請書』および関連する対外支払書類を審査し、かつ『送金取組申請書』を対外支払証憑として顧客のために審査待ち口座資金の振替を取り扱い、資金が経常項目口座に振り込まれた後、当日のうちに、中継貿易に係る対外支払手続を行うことはできるのか。先に支払い後で受け取る方式の中継貿易に従事する企業は通常、中継貿易による受取代金を使用して当該取引に係る対外支払手続を行い、自己保有外貨資金を使用して立替払いをすることはない。そのため、まず自己保有資金を使用して対外支払を行った後に受取代金を使用することが可能であるという規定は、故意はないものの商業慣例に違反しており、自己保有資金が不足している顧客は中継貿易業務を停止せざるを得ないという苦境に陥ってしまう。
- A. 『外貨業務管理のさらなる強化に関する問題についての通達』(匯発[2011]11号、以下、『通達』という)第2条に基づき、以下のように規定する: 中継貿易の先に受け取り後で支払う方式において、企業は自己保有外貨資金もしくは人民幣からの外貨転によって対外支払を行った後に、中継貿易に係る受取外貨は規定に基づき審査待ち口座から振替／元転手続を行うことができる。

2. 現在、中継貿易に係る受取代金の申告手続を行う場合、「当該代金は輸出照合に係る受取外貨か否か」欄の「いいえ」を選択しているが、新政策が実施された後は、「はい」に変更しなければならないか？
- A. 企業が中継貿易に係る受取外貨の申告手続を行う場合、「照合（確認検査）か否か」欄は、「いいえ」を選択する。
3. 顧客が審査待ち口座資金の元転もしくは振替を申請する場合、『輸出受取外貨説明』を記入する必要があるのか？『輸出受取外貨説明』を提出する必要がある場合、銀行は顧客のために資金の振替払出を取り扱う証憑がない。『輸出受取外貨説明』を提出する必要がある場合、受取外貨類型は「貨物のない通関」を選択するのか？
- A. 企業が規定に基づき輸出受取外貨審査待ち口座から中継貿易に係る受取外貨の元転もしくは振替手続を行う場合、『輸出受取外貨説明』を記入する必要はない。
4. 銀行は、中継貿易に係る受取代金に対して審査待ち口座資金から元転もしくは振替手続を行う前に、審査システムに登録する必要があるのか？必要がある場合、「通関申告書のない外貨受取金額登記」の画面において、「その他」の類型記録における対応する記録に基づくのか？
- A. 銀行が企業のために中継貿易に係る受取代金に対して審査待ち口座資金から元転もしくは振替手続を行う場合、「輸出受取外貨ネットワーク審査システム」に登録する必要はない。
5. 新政策では、銀行に対して、中継貿易に係る受取代金の元転もしくは振替金額が相応する支払金額の20%を超えているか否かに関する審査を要求しているが、顧客が1回の外貨受取に対して、複数回に分割した対外支払を行う状況に遭遇した場合、銀行は1件ごとの対外支払金額の120%に基づき、審査待ち口座内から資金を払い出し、当該中継貿易に係る受取代金全額を払い出し終わるまで続けるのか？以下が例である。

中継貿易に係る受取外貨100万米ドル、審査待ち口座に入金

中継貿易に係る 代金の支払期日	支払金額	代金支払後に審査待ち口座から 払出を行う受取外貨の金額
T	20	24
T+1	30	36
T+2	30	36
T+3		4
合計	80	100

- A. 中継貿易の先に受け取り後で支払う方式において、企業は相応する中継貿易の輸入契約に約定されている全額の対外支払を行った後、中継貿易に係る受取外貨を規定に基づき、審査待ち口座からの振替／元転を取り扱うことができる。複数回に分けて対外支払を行う場合、相応する輸入契約の執行完了後に、中継貿易に係る受取外貨は規定に基づき振替／元転手続を行うことができる。
6. 新政策では区内企業および人民元建てクロスボーダー貿易決済にも同様に適用されるのか？
- A. 保税監督管理区域内企業に『通達』は適用しない。中継貿易の輸出契約に係る受取外貨は、輸出受取外貨の審査待ち口座に入金しなければならない。
7. 中継貿易に係る受取・支払外貨は同一銀行の同一支店において取り扱わなければならないのか？
- A. 『外貨業務管理のさらなる強化に関する問題についての通達』では当該事項に対して特に規定していない。
8. 審査待ち口座から受取代金の振替払出手続を取り扱った後、銀行は対外支払証憑上に「審査待ち口座からXXX 振替払出済」と注記することによって、同一の対外支払証憑を利用した審査待ち口座内代金の重複した振替払出を抑制しなければならないか？
- A. リスク抑制のため、銀行は上述のオペレーションに基づき、企業のために振替手続を取り扱うことができる。

連絡先 : 羅瑛 鄔曉明 楊韻文
電話番号 : 58845510 58845271 58845257

上海市分局

2011年4月19日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部 佐藤直昭 】

国家外汇管理局上海市分局
《关于转口贸易外汇管理有关问题的解释》

一. 新政要求出待核查账户时审核付汇凭证，如客户除了该笔转口贸易收汇，没有其他自有资金可用于付汇，银行是否认可可以审核客户转口贸易项下的汇款申请书和相关付汇单据，并将汇款申请书作为付汇凭证，为客户办理待核查账户资金的划转，资金转入经常项目账户后于当日即办理转口贸易付汇。由于从事先收后支转口贸易的企业通常用转口的收入款进行该笔项下对外支付，而不会用自有外汇资金垫付，如必须先用自有资金支付后才能动用收入款无意有违商业惯例，对缺少自有资金的客户则面临停止转口贸易业务的困境。

答： 按《关于进一步加强外汇业务管理有关问题的通知》（汇发[2011]11 号，以下简称《通知》）第二条规定：转口贸易先收后支项下，企业以自有外汇资金或人民币购汇对外支付后，转口贸易外汇收入才能按规定从待核查账户中划转/结汇。

二. 目前办理转口贸易收入申报时，“本笔是否为出口核销项下收汇”中勾选“否”，新政实施后是否应改为勾选“是”？

答： 企业进行转口贸易外汇收入申报时，在“是否核销（查）”中勾选“否”。

三. 客户申请待核查账户资金的结汇或划转时，是否需要填写《出口收汇说明》？如不需提供《出口收汇说明》，则银行没有凭以为客户办理资金划出的凭证；如需提供《出口收汇说明》，收汇类型是否选择“无货物报关项下”？

答： 企业按规定办理出口收汇待核查账户中转口贸易外汇收入的结汇或划转手续时，无需填写《出口收汇证明》。

四. 银行在办理转口贸易收入从待核查账户资金结汇或划转前，是否需要登录核查系统？如是，是否在“无单收汇金额登记”界面，按“其他”的类型记录对应的金额？

答： 银行为企业办理转口贸易外汇收入从出口收汇待核查账户划转或结汇手续时，无需登录“出口收汇联网核查系统”。

五. 新政要求银行在办理转口贸易收入从待核查账户资金结汇或划转时，审核转口贸易收入结汇或划转金额是否超过相应支出金额 20%，如遇客户一笔收汇、分笔付汇的情况，银行是否可以根据每笔付汇金

额的 120% 从待核查账户内划出资金，直到该笔转口收入款全部划出为止？举例如下：

转口收汇 100 万美元，入待核查账户

转口支付日期	支付金额	支付后从待核查账户划出收入款金额
T	20	24
T+1	30	36
T+2	30	36
T+3		4
总计	80	100

答：转口贸易先收后支项下，企业按相应转口贸易进口合同约定全额对外支付后，转口贸易外汇收入才能按规定从待核查账户中划转/结汇。如分笔对外支付，则相应进口合同执行完毕后，转口贸易外汇收入才能按规定划转/结汇。

六. 新政是否同样适用于区内企业和跨境贸易人民币结算？

答：保税监管区域内企业不适用《通知》。转口贸易项下出口合同的外汇收入须进入出口收汇待核查账户。

七. 转口贸易的收、付汇是否必须在同一家银行的同一网点办理？

答：《关于进一步加强外汇业务管理有关问题的通知》对此没有特别规定。

八. 在办理从待核查账户转出收入款后，银行是否须在付汇凭证上批注“已从待核查账户转出 xxx”，以控制同一张付汇凭证不会用来重复办理待核查账户中款项的转出。

答：为控制风险，银行可以按上述操作流程为企业办理划转手续。

联系人： 罗瑛 郭晓明 杨韵文
联系电话： 58845510 58845271 58845257

上海市分局

2011-4-19

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。